最終更新日：2017年6月30日
チタン工業株式会社
取締役社長 渡邉 一
問合せ先：0836-31-4155
証券コード：4098
http://www.titankogyo.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、「顧客本位、効率経営、社会貢献」の企業理念のもと、株主、顧客、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を高めるとともに、透明かつ公正及び迅速かつ果断な意思決定を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4．議決権電子行使を可能とするための環境作り及び招集通知の英訳】
平成29年3月31日現在での当社の海外投資家の出資比率は約1％と僅少であり、当面は招集通知の早期発送で対応することとしております。今後は、海外投資家の出資比率が10％を超えた場合に、議決権電子行使プラットホーム及び招集通知の英訳を検討いたします。なお、第119回定時株主総会の狭義の招集通知につきましては、平成29年6月8日に英語翻訳を当社ホームページ（http://www.titankogyo.co.jp/2017/06/08/notice-of-the-119th-ordinary-general-meeting-of-shareholders/）で公表しております。

【補充原則3-1-2　英語での情報の開示・提供】
平成29年3月31日現在での当社の海外投資家の出資比率は約1％と僅少であり、英語での情報の開示・提供は、株主総会の狭義の招集通知の公表及び英語版ホームページの掲載を除いて実施しておりません。今後は、海外投資家の出資比率が10％を超えた場合に、英語での情報の開示・提供の拡充を検討いたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、以下の各原則について、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定め、当社のホームページで公開しております。
http://www.titankogyo.co.jp/about/governance/

※（ ）内の条数は当社の「コーポレートガバナンス基本方針」の条数を示しております。

【原則1-4．いわゆる政策保有株式】（第16条）
当社は、中長期的な観点で、当社の事業運営に資すると判断した場合に、政策的に上場株式を保有しております。また、当社は、当社及び発行会社双方の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等に資するかを総合的に判断し、政策保有株式の議決権を行使しております。

平成29年6月12日開催の取締役会において、平成29年3月期期末時点で当社が株式を政策保有している会社の内、主要であると判断された2社について中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証いたしました。その結果、当該2社につきましては、現在の取引状況等から、当社の中期事業計画（平成27 年5月14 日発表）を達成するため円滑な取引関係を継続することが不可欠であり、株式を保有することに必要性及び合理性があると判断いたしました。

【原則1-7．関連当事者間の取引】（第7条）
当社は、取締役が、競業取引又は利益相反取引を行う場合、会社法356条に従い取締役会で事前の承認を得た上、当該取引実施後に、取引結果を取締役会に報告しております。また、当社が、主要株主や関係会社等の関連当事者と取引を行う場合、社内規定に従い、取引の重要性やその性質に応じた承認手続を実施しております。

【原則3-1．情報開示の充実】（第1条、第4条、第11条、第12条）
⑴ 経営理念及び経営戦略等
当社は、当社の経営理念を当社ホームページ（http://www.titankogyo.co.jp/about/philosophy/）で公開しております。また、3か年の中期事業計画を策定し、東京証券取引所及び当社ホームページ（http://www.titankogyo.co.jp/irinfo/irdata/earnings/）で公開しております。

⑵ コーポレートガバナンス基本方針
当社は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」を、当社ホームページ（http://www.titankogyo.co.jp/about/governance/）で公開しております。

⑶ 取締役等の報酬に関する方針及び手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬と賞与で構成し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、報酬に占める賞与の割合を適切に設定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、取締役会で決定しております。
監査等委員である取締役の報酬は、経営陣からの独立性を担保するため、月例報酬のみで構成しております。なお、監査等委員であ

る取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会で決定することとしております。

⑷ 取締役候補の指名方針及び手続
取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い職業的倫理観を有する人物を指名しております。また、取締役会は、取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として職務を適切に遂行できる人物を取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名しております。
監査等委員である取締役候補者は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い職業的倫理観を有する人物を指名しております。また、取締役会は、取締役社長の提案を受け、審議の上、株主の負託に応え、適切に監査を遂行できる人物を監査等委員である取締役候補者として指名しております。なお、取締役社長は、監査等委員会の事前の同意を得た上で、取締役会に監査等委員である取締役候補者を提案することとしております。

⑸ 取締役候補の選任・指名についての説明
当社は、個々の取締役の選任・指名についての説明に関して、株主総会参考書類に、個々の略歴、重要な兼職の状況、所有する当社株式数、取締役候補者とした理由等を記載し、説明しております。なお、平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会から、社内取締役に関しても、株主総会参考書類に取締役候補者とした理由を記載しております。

【補充原則4-1-1．経営陣に対する委任の範囲の概要】（第2条）
当社の取締役会は、法令及び定款に定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項を決定し、それ以外の事項は代表取締役又は業務執行取締役に委任しております。

【原則4-9．独立社外取締役の独立性判断基準】（第3条）
当社は、当社の「独立社外役員の独立性判断基準」を、当社ホームページ（http://www.titankogyo.co.jp/about/standard _ outsidedirectors/）で公表しております。

【補充原則4-11-1．取締役会の構成】（第4条）
当社は、取締役会を取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内及び監査等委員である取締役5名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な人数で構成し、また、会社の重要事項の決定と取締役の職務の執行を監督するため、取締役会全体としての多様性を確保し、知識、経験及び能力をバランス良く備えた構成しております。さらに、社外取締役は2名以上とし、そのうち1名以上は上記「独立社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役としております。

【補充原則4-11-2．取締役の兼任状況】（第6条）
当社は、取締役が当社での役割及び責務を適切に果たすため、他の上場会社の役員を兼任する場合、合理的な範囲にとどめるものとしており、毎年事業報告書で、主要な兼任状況を開示しております。

【補充原則4-14-3．取締役会の実効性評価】
当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ることを目的とし、取締役会の機能をより改善するため、取締役会の実効性評価を実施いたしました。

1．評価方法
全取締役に対し、取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、アンケートの結果を踏まえ、平成29年4月14日開催の取締役会で、当社の取締役会の現状及び今後の課題について議論いたしました。

2．評価結果
⑴ 総合的評価
当社の取締役会の総合的な評価としては、取締役会の構成、運営、議題の設定、取締役会を支える体制がそれぞれ適切であり、取締役会の実効性が確保されているものと評価いたしました。

⑵ 実効性をより高めている点
当社の取締役会では、社外取締役及び監査役も含め自由に発言できる雰囲気が醸成されており、活発な議論がなされる体制となっていると評価いたしました。

⑶ 今後の課題
今後取締役会が取り組むべき課題としては、次の項目が挙げられました。
①代表取締役の後継者の計画に関しての議論が十分でない。
②経営陣の報酬について議論が十分でない。
③経営陣幹部（部長以上）の選任・解任について議論が十分でない。

当社は、以上の評価結果を踏まえ、取締役会のさらなる実効性の向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2．取締役のトレーニングの方針】（第13条）
当社は、取締役は、当社での役割及び責務を適切に果たすために必要な知識及び能力の向上に努めることとしており、取締役に対し、就任時に当社の事業、財務及び組織等に関する研修を実施するとともに、就任後も、当社の事業内容をより深く理解するため、工場視察等の機会を継続的に提供しております。また、当社は、取締役の自己研鑽に必要な費用を負担しております。

【原則5-1．株主との建設的な対話に関する方針】（第17条）
当社は、IR担当役員を定め、関連部門と連携して、適時適切に決算説明会、株主総会における事業報告、株主との個別面談及び当社ホームページによる情報提供等の手段により会社情報を開示し、株主との建設的な対話を促進しております。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 稲畑産業株式会社 | 2,109,490 | 6.97 |
| 株式会社東芝 | 2,000,000 | 6.61 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 1,953,000 | 6.45 |
| 株式会社山口銀行 | 1,282,238 | 4.24 |
| 株式会社山田事務所 | 961,950 | 3.18 |
| 小西安株式会社 | 935,688 | 3.09 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 665,000 | 2.20 |
| 平井健治 | 657,000 | 2.17 |
| 平井聖子 | 534,580 | 1.77 |
| 秋田武松 | 513,000 | 1.69 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 化学 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 更新 | 15 名 |
| 定款上の取締役の任期 更新 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 更新 | 8 名 |
| 社外取締役の選任状況 更新 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 大田　明登 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |
| 大﨑　　真 | 弁護士 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|
| 大田　明登 | ○ | ○ | 当社と取引関係、その他の利害関係はありません。 | 弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の社外監査役としての経験も有することから、監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の独立社外役員の独立性判断基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大﨑　　真 | ○ | ○ | 当社と取引関係、その他の利害関係はありません。 | 弁護士としての専門知識と経験を有し、当社の社外監査役としての経験も有することから、監査等委員である社外取締役としての職務の適切な遂行が期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、当社の独立社外役員の独立性判断基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。 |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|
| 監査等委員会 | 3 | 1 | 1 | 2 | 社内取締役 |

| | |
|---|---|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新 | あり |

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置することにより、監査等委員会の職務を補助する体制としております。また、監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できることとしております。なお、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち2名は社外取締役）で構成されており、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査等を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との意見交換等の連携を強化し、内部統制の向上に努めてまいります。

## 【任意の委員会】

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 2名 |

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | その他 |

### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬と賞与で構成し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、報酬に占める賞与の割合が適切となるように設定しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬等

取締役　8名　61百万円

監査役　5名　16百万円

　計　13名　78百万円

(注) 1.上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与が22百万円(3名分)あります。
2.上記の取締役の支給額には、社外取締役2名分(6百万円)を含んでおります。
3.上記の監査役の支給額には、社外監査役2名分(6百万円)を含んでおります。
4.上記監査役の人数及び支給額には、平成28年6月29日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、
任期満了により退任した監査役2名分を含んでおります。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | なし |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の事務局は総務部が担当し、社外取締役が取締役の業務執行を適切に監督できるよう、取締役会議案の事前説明や各種情報提供を実施するなど、社外取締役をサポートする体制を整備しております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

平成29年6月29日開催の第119回定時株主総会において、定款の一部変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
監査等委員会設置会社への移行により、取締役会の監督機能を強化するとともに、経営を効率化し、当社のコーポレート・ガバナンスを一層充実させることができると考えております。

(1) 企業統治の体制の概要
取締役会は、監査等委員である取締役3名を含む計8名の取締役で構成されており、監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役で構されております。当社は、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び株主総会の決議に基づき、当社の経営に関する最高の意思決定と取締役の業務執行の監督を行うこととしております。また、毎月1回の定時監査等委員会のほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査等を行うこととしております。

(2) 内部統制システムの整備の状況
監査等委員会設置会社への移行に伴い、平成29年6月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。今後は、監査等委員会による取締役会の監督機能を強化した内部統制システムを構築してまいります。

(3) 内部監査及び監査等委員監査
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち2名は社外取締役)で構成されており、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査等を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との意見交換等の連携を強化し、内部統制の向上に努めてまいります。

(4) 社外取締役
社外取締役の大田明登氏は、大田明登法律事務所の弁護士です。大田明登氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外取締役に選任しております。なお、当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
社外取締役の大﨑真氏は、大﨑真法律事務所の弁護士です。大﨑真氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外取締役に選任しております。なお、当社株式を保有しておりますが、僅少であり、当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
また、社外取締役の両氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基

準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

⑸ 役員の報酬
役員の報酬につきましては、平成29年６月29日開催の第119回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額156百万円以内、監査等委員である取締役は年額24百万円以内と決議されております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものと決議されております。

⑹ 取締役の定数
取締役の定数につきましては、平成29年６月29日開催の第119回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は５名以内とする旨の定款の一部変更が決議されております。

## ３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の事業規模を勘案しますと、コーポレート・ガバナンスが適切に働く体制の確保を図るためには、当社の事業内容や内部事情に精通している社内取締役及び第三者的視点で経営の監視を行う社外取締役で構成される適切な規模の取締役会による監督機能に加え、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査等の権限を行使するとともに、監査等委員である取締役が取締役会決議に参加して代表取締役の選解任等の決定にも関与し、監督機能を果たしていくコーポレート・ガバナンス体制が、現時点では最もふさわしいと考えております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の日の2週間前の日の5日前に発送 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 狭義の招集通知の英文をホームページに掲載 |
| その他 | 株主総会情報をホームページに掲載 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | IRに関するURL　http://www.titankogyo.co.jp/<br><br>ホームページに掲載している投資者向け情報<br>決算短信、適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知他 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IRに関する部署　総務部 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境方針を当社ホームページに掲示 |
| その他 | コーポレートガバナンス基本方針、内部統制システム構築の基本方針、コンプライアンス行動指針、品質方針およびプライバシーポリシーを当社ホームページに掲示 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

・内部統制システムの整備の状況
当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、取締役会決議により内部統制システム構築の基本方針を定め、当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

⑴ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役および使用人のコンプライアンスの徹底を図るためコンプライアンス規則およびコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長および監査等委員会へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存および管理を行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する体制を整備するためリスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画および年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

⑸ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督および監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会および内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。

⑹ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人１名以上を配置する。

⑺ ⑹ の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できる。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得る。

⑻ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は監査等委員会に対して、以下の報告を行う。
①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
②取締役および使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
③監査等委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

⑼ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。

⑽ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払いまたは償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑾ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人および内部監査室との間で連絡会を開催する。

⑿ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備および運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。

⒀ 反社会的勢力排除に向けた体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力および団体排除に向けて組織的に取り組む。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

⑴ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力と取引を行いません。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携を図り、組織的に 対処します。

⑵ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
・コンプライアンス行動指針に反社会的勢力と取引を行わない旨を定めています。
・反社会的勢力への対応として、対応マニュアルを制定するとともに、対応総括部署を総務部とし、外部機関と連携を図り、組織的に対処します。また、不当要求防止責任者1名を選任しています。
・企業防衛対策協議会や所轄警察署等を通じて反社会的勢力に関する最新の動向を把握するよう努めています。

# Vその他

## 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要
⑴ 適時開示の基準
当社は、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「適時開示規則」という）に従って情報の開示を行うほか、適時開示規則に該当しない情報につきましても、当社を理解していただくために有効であると判断した情報は積極的に開示を行うこととしています。

⑵ 適時開示の社内体制
当社は、「内部情報管理規則」を定め、各部門長を「内部情報管理責任者」、総務担当取締役を「内部情報公開責任者」に任命し、各部門に係る内部情報の適切な管理と各部門で発生した内部情報が「内部情報公開責任者」へ迅速に報告される体制をとっております。「内部情報公開責任者」は内部情報のうち、適時開示規則に定める開示基準に該当する決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報を取締役会の決定または代表取締役の承認後、速やかに開示しております。

⑶ 適時開示の方法
適時開示規則に定める開示基準に該当する情報は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）により公開するとともに、東京証券取引所内記者クラブの「兜倶楽部」に資料投函しております。また、適時開示情報に関する問い合わせにつきましては、総務部が窓口となり対応しております。

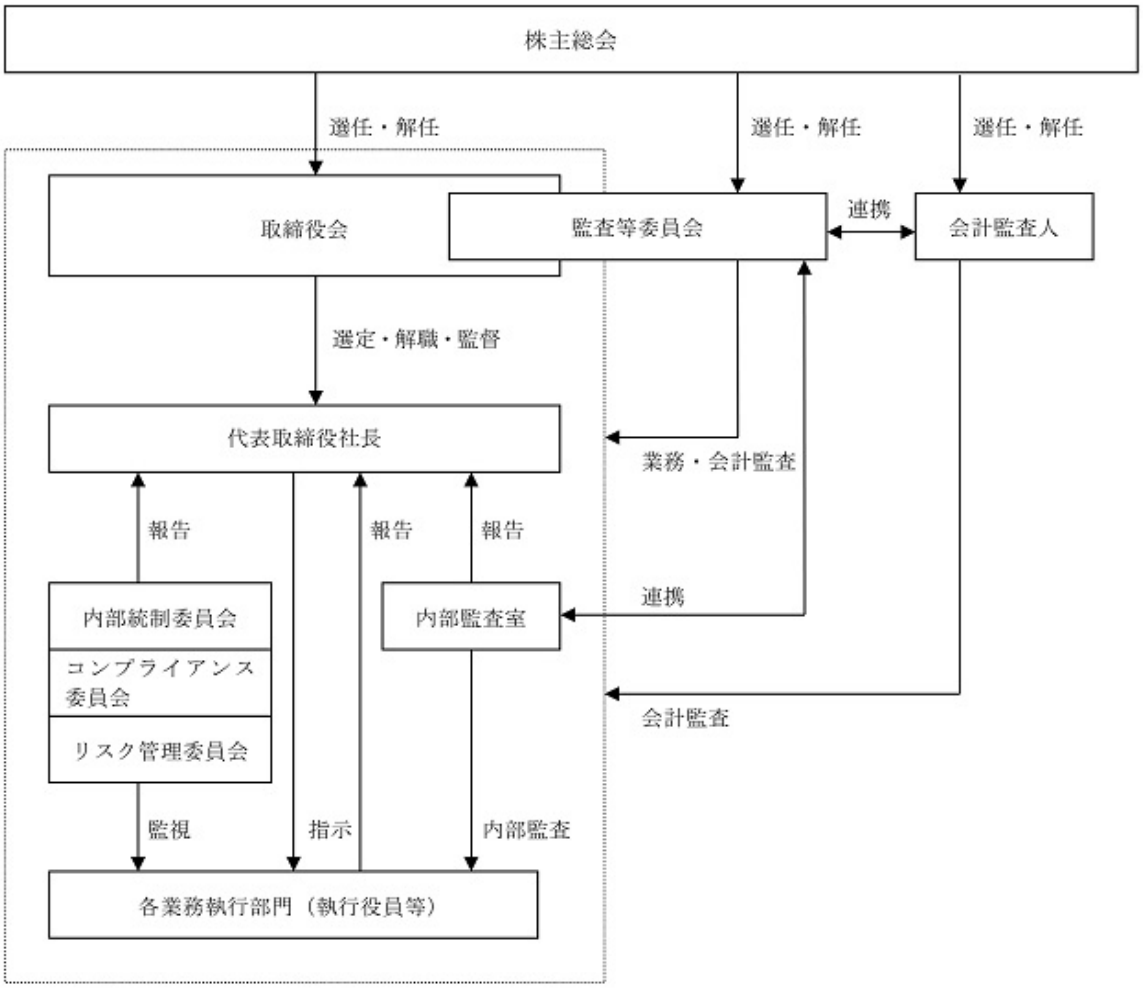
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査等委員会
連携
会計監査人
選定・解職・監督
代表取締役社長
業務・会計監査
報告
報告
報告
内部統制委員会
コンプライアンス委員会
リスク管理委員会
内部監査室
連携
会計監査
監視
指示
内部監査
各業務執行部門（執行役員等）